

令和 4 (2022) 年度研究成果報告書等未提出者の取扱いについて

I. 令和 5 (2023) 年 6 月 30 日までに「研究成果報告書」を提出しない場合の取扱い

○「研究成果報告書」は提出していないが、「研究経過報告書」を提出している場合

1. 令和 6 (2024) 年度において科学研究費助成事業に採択された場合または既に交付内定が行われた課題がある場合には、文部科学省または日本学術振興会が別に指示する時期（※）までに特段の理由なく「研究成果報告書」が提出されなければ、交付予定額の通知（交付内定）を留保し、基金分の継続課題について研究費の支払を行わないなどの措置が執られます。

※ 「別に指示する時期」：令和 3 (2021) 年度終了課題の研究成果報告書については、令和 5 (2023) 年 3 月 1 日としました。

2. 令和 6 (2024) 年度まで引き続き特段の理由なく「研究成果報告書」の提出が確認できなかった研究代表者については、当該研究課題について交付した補助金、助成金の交付決定の取消及び返還を命じることがあります。また、当該研究者が所属する、または所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

○「研究成果報告書」と「研究経過報告書」のいずれも提出していない場合

1. 補助事業の停止

令和 5 (2023) 年度に研究代表者として別の科学研究費助成事業の交付を受けている場合は、当該研究課題の研究代表者及び研究分担者は、「補助条件」または「交付条件」に基づき、補助事業を停止していただきます。このため、当該研究代表者が所属する研究機関においては、「各研究機関が行うべき事務等」に基づき、当該研究代表者の「研究成果報告書」を文部科学省または日本学術振興会に提出し、確認されるまでの間、補助金または助成金の使用を停止するとともに、研究分担者が所属する研究機関にその旨を連絡し、補助金使用または助成金使用の停止を求めてください。

また、令和 5 (2023) 年度に研究分担者として別の科学研究費助成事業の配分を受けている場合は、「補助条件」または「交付条件」に基づき、補助事業を停止していただきます。このため、当該研究分担者が所属する研究機関においては、「各研究機関が行うべき事務等」に基づき、当該研究分担者の「研究成果報告書」を文部科学省または日本学術振興会に提出し、確認されるまでの間、補助金または助成金の使用を停止するとともに、研究代表者が所属する研究機関にその旨を連絡してください。

2. 当該年度にかかる交付決定の取消及び補助金、助成金の返還

引き続き、令和5(2023)年10月1日までに「研究成果報告書」と「研究経過報告書」のいずれも提出していない場合には、停止されていた補助事業の交付決定を取消し、補助金または助成金の返還を命じることがあります。

3. 補助事業の取消及び補助金、助成金の返還等

令和5年度まで引き続き研究成果報告書の提出が確認できなかった研究代表者については、当該研究課題及び研究費の執行を停止していた他の補助事業について交付した補助金、助成金の交付決定の取消及び返還を命じることがあります。また、当該研究者が所属する、または所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

なお、提出時期によっては、他の補助事業について、交付予定額の通知（交付内定）を留保するなどの措置が執られることとなります。

II. 留意事項

上記の取扱いは、科学研究費助成事業全体での取扱いとします。また、新規課題・継続課題の別も問いません。